

■「2019ぐんまの酒フェスタ」の開催について

群馬県酒造協同組合

群馬県酒造(協)では、有楽町・東京交通会館にて「ぐんまの酒フェスタ」を開催します。群馬の蔵元16社がブースを設け、自慢の地酒を紹介します。各蔵元が丹精込めて醸した自慢のお酒が多数出品されますので、好みのお酒を探しにお出かけください。

日時 令和元年10月9日(水)

第1部 酒販店・飲食店対象

13時～15時30分

第2部 一般来場者対象

16時30分～20時

場所 東京交通会館12階「ダイ

ヤモンドホール」(東京都千

代田区有楽町2-10-1)

※詳細は、同組合まで

電話 027-261-3131



■「女性リーダー交流会」の開催・参加者募集について

群馬県

群馬県では、管理職及び管理職候補の女性を対象に、スキルアップ及びネットワークづくりを目的として「女性リーダー交流会」を開催します。

日時 令和元年9月3日(火)

会場 大宮元気21まえばし(前橋 プラザ元気21)

対象者 県内企業等に勤務する管理職・管理職候補の女性

(勤務先から推薦された方)

お申込み・お問合せ

県ホームページから申込書をダウンロード、必要事項を記入し、群馬県労働政策課 女性・若者就職支援室までFAX、電子メール又は郵送にてお申込みください。

電話 027-226-3404

FAX 027-223-7506

Eメール rouseka@pref.gunma.jp

■「子どもの居場所への食品の提供」のお願い

群馬県

群馬県では、子どもの居場所づくり(経済的・社会的に支援を必要とする子どもたちに対して、子ども食堂や学

習支援などを行う活動)を推進し、円滑な運営を応援しています。その一環として、「居場所」に集まる子どもたちへの食事やおやつのお食材に活用するため、生産や流通過程において生じる口

※詳細は、群馬県子育て・青少年課内 群馬県子どもの居場所づくりコーディネーターまで

電話 027-226-2622

特段の配慮をお願いしています。

①在留カードの記載内容により就労ができる外国人であるかを確認すること

②外国人雇用状況の届出において対象となる外国人被雇用者の身分事項等を漏れなく正確に記載し提出すること

■「働き方改革をお手伝いします」群馬働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行され、時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の時季指定の事業主への義務付けなどが設けられました。群馬働き方改革推進支援センターでは、社会保険労務士が電話相談・企業訪問相談等により、働き方改革に取り組み事業主の皆さまを支援いたします。人材不足に関する相談や各種助成金のご案内もしていますので、お問い合わせください。

【センター概要】

所在地 〒371-0846

前橋市元総社町528-9

開所時間 午前9時～午後5時

(土日祝を除く)

電話 0120-486-450

電話 0120-486-450

■「夏季における年次有給休暇の取得促進」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)の推進」について



厚生労働省

厚生労働省では、夏季において年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進し、連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成に努めています。

また、働き方改革の一環として、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しており、今年度も民間企業の「ゆう活」の推進に取り組んでいます。

■「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」について

中小企業庁は、厚生労働省と公正取引委員会とともに、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請

中小企業庁

等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策(しわ寄せ防止総合対策)を策定しました。令和2年4月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用に向け、緊密な連携を図りながら次の取組を実施します。

「しわ寄せ防止総合対策」の4つの柱

①関係法令等の周知広報

・都道府県労働局、労働基準監督署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知

・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
・地域の労使の代表が参加した協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

②労働局、労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

・下請等中小事業者から、大企業、親事業者の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③労働局、労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等、通報

・労働局から管内の大企業、親

事業者に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施

・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会、中小企業庁に通報

④公正取引委員会、中小企業庁による指導及び不当な行為事例の周知、広報

・下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、公正取引委員会、中小企業庁が厳正に対応
・実際に行なった指導事例や不当な行為の事例(へからず集)の周知、広報の徹底
※詳細は、中小企業庁HPをご覧ください。

商工中金金融相談所スケジュール

◆前橋支店

・午前10時～午後3時

◆太田商工会議所

8月21日
・午後1時～午後2時

編集 後記

◆「暑中お見舞い申し上げます」この挨拶を聴くと、私が若かりし頃、3人の女性グループが歌っていた曲が思い出されます。コンサートで、

○○チャンと大きな声で叫んでいた光景が頭に浮かびあがります。あれから長い年月が経過したんだなあと、改めて、自分の年を思い知らされます。

◆長い梅雨も明け、本格的な夏に入りましたが、いかがお過ごしでしょうか?夏といえば、海あるいはプールですが、最近、プールの中でウォーキングしている人が多いですね。水中ウォーキングというそうです。水中歩行は、水の抵抗で陸上を歩くより効率よくカロリー消費ができ、大きな効果が得られるとのこと。私も、今秋から、挑戦してみようかと考えております。

◆今月号で、「令和元年4-6月期県内中小企業(製造業)景況動向調査結果」を掲載いたしました。2年間、小雨模様が続いています。県内業況は、梅雨が明けていない状況です。可処分所得が増え、どんどん消費に回していくという経済の好循環時代は、訪れないのでしょうか?逆に、老後資金2000万円問題が、大きな話題となっています。非常に、難しい時代だと感じています。

◆明るく、前向きな心を持ち、暑い夏を乗り越え、収穫期の秋を迎えましょう。くれぐれも、熱中症には気をつけてください。(H・K)